

## 会 議 録

会議名 (付属機関等名)	平成25年度 第2回 川西市損害評価会		
事務局(担当課)	市民生活部 生活活性室 産業振興課		
開催日時	平成25年10月24日(木) 午後4時15分～		
開催場所	川西市役所 2階 202会議室		
出席者	委員	谷垣内 敏一、阪上 善一、正本 啓一、前田 三千雄、 垣内 敏郎、福田 義久	
	その他		
	事務局	大屋敷室長、中西課長、人見課長補佐、 藤川主査、上中主事、五代主事	
傍聴の可否	不可	傍聴者数	0人
傍聴不可・一部不可の 場合は、その理由	水稲被害に個人名や共済金額が記載されているため		
会議次第	(1) 諮問 (2) 平成25年産水稲当初評価高(案)について (3) 答申 (4) その他 (5) 報告事項		
会議結果	別紙のとおり		

## 審議経過

事務局	<p>建物共済推進協議会役員会が終了いたしましたので、これより第2回損害評価会を開催させていただきます。</p> <p>私は議長選出まで司会を務めさせていただきます、産業振興課の中西でございます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>さて、本日の出席者は6名、欠席者は3名、委員9名中、出席委員が過半数の5名を超えていますので、川西市損害評価会運営要綱第3条に基づきまして、この会議は成立していることをここに報告させていただきます。</p> <p>それでは、開会にあたりまして谷垣内会長よりご挨拶をお願いいたします。</p>
会長	<p>先ほどの役員会に引き続きまして第2回目の損害評価会となります。簡単ですがどうぞご挨拶とさせていただきます。皆様方よろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは川西市損害評価会運営要綱第3条に基づきまして、谷垣内会長に議長をお願いしたいと思います。会長、どうぞよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは川西市損害評価会運営要綱第4条2項に基づきまして、議長の指名により議事録署名人の選任を行います。議事録署名人は、前田委員、福田委員をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは、平成25年産水稻当初評価高につきまして、大塩市長に代わりまして、市民生活部生活活性室長大屋敷より諮問させていただきます。</p>
事務局	<p>本来でしたら大塩市長から直接諮問を差し上げるべきところですが、市長は公務でありますので、代わりまして諮問させていただきます。</p> <p>諮問番号1 平成25年10月24日、川西市損害評価会会長 谷垣内 敏一様 川西市長 大塩 民生 平成25年産 水稻当初評価高について(諮問) 農作物共済損害評価認定基準に基づき、平成25年産水稻にかかる当初評価高について諮問いたします。 どうぞよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいま諮問をお受けいたしました。</p> <p>それでは、協議事項にうつります。諮問をお受けした「平成25年度水稻当初評価高」について、事務局より案を作成していただいておりますので、事務局より説明をお願いいたします。</p>

事務局

それでは、「平成25年産水稻当初評価高(案)について」ご説明させていただきます。まず資料の1ページをご覧ください。

本年度の水稻被害は、黒川、東多田、石道の3地区4戸から野帳の提出がございました。筆数は4筆、うち3筆は猪による獣害、1筆はウンカによる虫害でございました。

昨年度は6筆全てが猪による被害であり、猪被害は今回は3筆と減少しているようにみえますが、被害が野帳提出に至らないだけであり、実際の被害は増加している状況でございます。

損害評価会委員様の皆様方には、残暑厳しい中大変お忙しいところ、被害圃場についての抜取調査、大変お疲れ様でした。

今回、連合会におきましても、4筆の実測調査をしていただきました。

次に、2ページをご覧ください。損害評価の調査状況を一覧にしております。

上から1番と2番の圃場が9月27日、3番と4番が10月7日に抜取調査をしていただきました結果一覧でございます。

地区名・耕作地・作付面積・品種・被害の種類を記載しております。次の基準収量・等級と言いますのは、耕地ごとに等級が定められておまして、1から19等級まででございます。今年は13等級であれば、10aあたり450kg採れるだろう、10等級であれば480kg採れるだろうという収量を示しております。

悉皆調査の%欄は、例えば1番の方でしたら、生産組合長が複数で検見された結果、収量は69%だと判定され、言い換えますと31%の被害だと言うことになります。

そして、抜取調査の85%は、損害評価会委員の皆さんが判定された収量の%でございまして、15%の被害だったということでございます。

分割評価後の欄は、県の指導により分割基準を3年前から設けておまして、肥培管理をしなかったために生じた被害については、管理している農家さんとの不公平さをなくすために分割評価を行っていただいております。

今回、4番の方の場合ですと、獣害対策でやや不適切だったために抜取調査収量に10%加算されまして40%の収量となっております。

それら4筆の被害を集計いたしました結果、3ページに移りまして、当初計算結果一覧で、被害戸数4戸、被害筆数4筆、引受面積、22.3a、被害減収量133kg、となっております。

次は5ページ、6ページに移ります。こちらは一筆ごとの計算表となっております。

まず、5ページの1番上の3の多田B地区の耕地は、引受面積が4.0a、引受単収が335kg、悉皆単収が290kg、そこから多田A地区の平均単収差の62kgが引かれ、評価単収が216kgとなります。引受単収335kgと評価単収216kgの差は119kgとなります。

共済減収量は、119kg×4.0aで48kgとなり、今年の1キ口あたりの共済金が193円ですので、193円×48kgで9,264円の共済金支払となるところでございますが、虫害に対する防除がやや不適切だったという分割評価の結果がございましたので、分割割合の10%が加算されます。

この加算方法は、引受単収480kgの10%、48kgと引受面積4.0aを乗算しますと分割減収量は19kgとなります。共済減収量48kgから19kgを引いた29kgに共済金193円を乗算した結果、支払共済金は、5,597円となります。

次に4の多田B地区の引受面積は、8.6a、引受単収は314kg、悉皆単収が225kg、そこから多田B地区の平均単収差の23kgを加算すると、評価単収が243kgとなり、引受単収と評価単収の差は71kgとなります。

共済減収量は、71kg×8.6aで61kgとなり、共済金193円×61kgで11,773円の共済金支払となるのですが、この耕地は獣害に対する防除はされていたものの、不適切だった部分が見受けられたため、分割評価で10%が加算されます。

これにより引受単収450kgの10%、45kgと引受面積8.6aを乗算しますと分割減収量39kgとなります。

共済減収量61kgから39kgを引いた22kgに共済金193円を乗算した結果、支払共済金は、4,246円となります。

次に1の東谷C地区の引受面積が4.2a、引受単収314kg、悉皆単収が310kg、また東谷C地区の平均単収差2kgを加算しますと、評価単収が312kgとなり、引受単収と評価単収の差は、2kgとなります。2kg×4.2aで1kgの減収量となり、共済金193円×1kgで193円の共済金支払となるのですが、この耕地は獣害に対する防除がされていたものの、やや不適切だったと見受けられたため、分割評価で5%が加算されます。

これにより引受単収450kgの5%加算した結果、支払共済金は、0円となります。

引き続きまして、次の6ページに移りまして、2の東谷C地区の引受面積5.5a、引受単収314kg、悉皆単収が270kg、東谷C地区の平均単収差2kgを加算すると評価単収が272kgとなり、引受単収と評価単収の差は、42kgとなります。

共済減収量は、42kg×5.5aで23kgとなり、共済金193円×23kgで4,439円の共済金支払となるのですが、この耕地は獣害に対する防除はされていましたが、やや不適切と評価されたため、分割評価で10%加算されます。

これにより引受単収450kgの10%ですので、45kgと引受面積5.5aを乗算しますと分割減収量23kgとなります。共済減収量23kgから23kgを引くと0となるため、支払共済金は、0円となります。

よって、4筆の分割評価後の合計減収量は、133kg、合計支払共済金は、9,843円となります。

ページは、4ページに戻っていただきまして、「平成25年産水稲当初評価高(案)」を作成いたしました。

平成25年度の水稲引受面積5,892a に対しまして、被害率は0.38%となり、引受収量198,367kgに対しまして、被害率は0.07%になりました。

以上で、「平成25年産水稲当初評価高(案)」についての説明とさせていただきます。

議長

事務局の説明が終わりました。委員の皆様、ご質問・ご意見はございましたら、どうぞ。

委員

異議なし。(出席全委員)

議長

ご意見がないようであれば、協議事項「平成25年産 水稲当初評価高(案)」を原案どおり承認し、市長に答申してよろしいですか。

委員	異議なし。(出席全委員)
議長	<p>それでは異議なしという事ですので、「平成25年産 水稲当初評価高(案)」を承認いたします。4ページの平成25年産 水稲当初評価高(案)から(案)の字を削除いただきますようお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、引き続き「平成25年産 水稲当初評価高」について、市長より答申を行います。</p>
議長	<p>答申番号 1 平成25年10月24日、 川西市長 大塩民生様 川西市損害評価会会長 谷垣内 敏一 平成25年産 水稲当初評価高について(答申) 諮問のあった、平成25年産水稲当初評価高について審議したので答申します。 どうぞよろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>ありがとうございます。</p>
議長	<p>それでは次に、その他「平成25年度損害評価の反省」について、ご意見等ございましたら、どうぞ。 ご意見等ないようでございますので、次に報告事項にうつります。事務局より報告をお願いいたします。</p>
事務局	<p>お手元の資料11ページ以降の内容について報告させていただきます。 前回、第1回川西市損害評価会でご説明し、承認をいただきました平成25年産水稲引受状況及び、平成25年度水稲損害防止事業補助金につきまして変更がございましたのでご報告させていただきます。 まず、平成25年産水稲引受状況でございますが、西多田地区で引受面積の入力誤りがあったため、引受面積の修正を行ったため引受面積が2.3a、引受収量が110kgに増加しております。 このため、引受面積は5,889.7aから5,892a、引受収穫量は198,290kgから、198,367kgに変更となっております。 こちらの変更の差につきましては、資料12ページに変更後、13ページにございますのが、前回第1回損害評価会でお示ししました通知でございますのでご確認ください。 これにともない、農家負担共済掛金は95,485円から95,522円、賦課金112,518円、から112,557円となり、農家掛金合計208,079円に変更となっており、平成25年9月13日付で兵庫県農業共済組合連合会会長理事あてに変更を報告してございます。 また、引受面積変更に関連し、平成25年度水稲損害防止事業補助金について、地区の引受面積に応じて補助金を拠出しておりますため、西多田地区の引受面積が2.3</p>

a増加したことにより、火打、新田、見野地区以外の補助金額が変更となっておりますので、併せて報告させていただきます。

補助金の変更額につきましては資料の14ページ、15ページでございますので、ご確認ください。14ページに変更後の補助金額、15ページに以前の第1回損害評価会でお示した内容でございます。

事務局からの報告は以上でございます。

議長

事務局の報告が終わりました。委員の皆様、ご質問・ご意見ございましたらどうぞ。ご意見がないようであれば、以上をもちまして、本日の第2回川西市損害評価会を終了させていただきます。

どうも皆さま本日はお疲れ様でした。ありがとうございました。

閉会 午後4時40分

平成25年10月24日

議長(会長) 谷垣内 敏一

署名委員 前田 三千雄

署名委員 福田 義久